

様式第 5 号（第 7 条関係）

平成 24 年度 第 1 回  
みどり市入札監視委員会 会議審議概要

|               |                                   |   |
|---------------|-----------------------------------|---|
| 開催日           | 平成 24 年 10 月 15 日（月）              |   |
| 開催場所          | みどり市役所 笠懸庁舎 第 1 会議室               |   |
| 出席委員          | 白田佳充委員長、天川洋副委員長、植木誠委員             |   |
| 審議対象期間        | 平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 |   |
| 抽出案件          | 件数                                | <p>（備考）</p> <p>議案第 1 号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第 2 条第 1 号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び入札及び契約手続の運用状況等について、資料を基に事務局から説明を行った。</p> <p>議案第 2 号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、今回の抽出委員である白田委員長から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>（抽出結果報告）</p> <p>落札率の高い案件と低い案件、更に多くの課が対象となるように、抽出を行った。</p> <p>議案第 3 号として、平成 23 年度下半期発注工事等の審議について、担当課長から工事等の概略説明に続き、次のとおり審議が行われた。</p> <p>審議概要については別頁のとおり。</p> |
| 条件付き一般競争入札    | 4                                 |   |
| 指名競争入札        | 2                                 |   |
| 随意契約          | 2                                 |   |
| 合計            | 8                                 |   |
| 委員会による意見の具申内容 | 特になし                              |   |

| 質問【委員】   | 回答【所管課又は事務局】   |
|--|--|
| <p>1. 工 事 名：みどり市障害者福祉センター増築工事<br/> 入札方式：条件付き一般競争入札<br/> 工 種：建築一式<br/> 契約金額：54,705,000 円（税込み）</p>         |  |
| <p>参加業者から設計等の質問はありましたか。</p>  | <p>ありませんでした。</p>   |
| <p>2. 工 事 名：消防団訓練場及び駐車場舗装工事<br/> 入札方式：条件付き一般競争入札<br/> 工 種：ほ装<br/> 契約金額：13,902,000 円（税込み）</p>             |  |
| <p>最低制限価格での応札に対し、設計等を含め見解を述べてください。</p>   | <p>設計価格 1,891 万円に対し、1,800 万円台での応札が 8 者、1,300 万円台での応札が 2 者となっており、設計価格については、基準等に則り行っているのでは、妥当と考えます。2 者については、落札したいという意志の表れと考えております。</p> |
| <p>応札金額で、1/3 ほどの差があります。どの点で価格に開きがあったのでしょうか。</p>  | <p>内訳書により、諸経費で差が生じたことを確認しました。</p>  |
| <p>「安かろう・悪かろう」では、問題があります。監理・監督は行っていますか。</p>  | <p>設計書通りの施工はルールでありますし、検査等を行って監理・監督しています。</p>   |
| <p>少なくとも、入札監視委員会で取り上げられた案件は、応札金額の分析を行ってください。そのことが、将来の健全な入札執行に結びつくと考えます。</p>                              | <p>わかりました。</p>   |
| <p>3. 工 事 名：市道笠懸 2012 号線改良舗装及び調整池築造工事<br/> 入札方式：条件付き一般競争入札<br/> 工 種：土木一式<br/> 契約金額：38,493,000 円（税込み）</p> |  |
| <p>設計はどちらの業者でしょうか。</p>   | <p>藤和航測(株)です。</p>  |
| <p>その業者は、実績があるのでしょうか。</p>  | <p>初めての業者ですが、過去の指名競争入札で、指名の実績はあります。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>4. 工 事 名：社会資本整備総合交付金事業 市道笠懸 1313 号線管渠埋設工事(23-311-11)<br/> 入札方式：条件付き一般競争入札<br/> 工 種：土木一式<br/> 契約金額：7,675,500 円（税込み）</p> |  |
| <p>当案件は、電子くじでの落札結果となっていますが、別の工事でも同じ業者が最低制限価格で応札し、電子くじにより落札者を決定しています。これは偶然と考えますか。</p>                                      | <p>競争原理の中では、やむを得ないと考えています。</p>   |
| <p>最低制限価格での応札に対し、当然そのような応札はあって然るべきですが、更に最低制限価格より低い価格での応札も考えようによってはあると思われれます。このあたりを、どのように考えますか。</p>                        | <p>決められた価格の範囲内での応札は妥当であり、工事の監理・監督をしっかりと行っていくことが重要であると考えています。</p>   |
| <p>最低制限価格で応札するという事は、どうしても落札したいという意志があることは承知していますが、そのことを踏まえ、価格の設定に問題はないのでしょうか。難しい問題ですが、このことに問題意識を持つことも必要ではないのでしょうか。</p>    | <p>設計は、県の基準に基づき積算していますので、問題はありません。最低制限価格についても、基準で設定しています。競争原理が働いたものと考えます。</p>                                |
| <p>そういうことだろうと思いますが、予定価格の 3 割を減額して業者が応札するという事に対して、業者保護の観点からも、具体的に当案件を携わった都市計画課として、検討を行い、次回、入札監視委員会にレポートを提出してください。</p>      | <p>わかりました。入札執行課と協議をして、提出します。</p>   |
| <p>この事業の清算は、平成 24 年度で行っているのでしょうか。</p>   | <p>年度後半での発注となり、標準工期を取れなかったものですから、市費については、繰越明許で、国の交付金については翌債承認をいただき、発注しました。したがって、予算も工事も、平成 24 年度に繰り越しました。</p> |
| <p>5. 工 事 名：市道笠懸 2120 号線配水管布設替工事<br/> 入札方式：指名競争入札<br/> 工 種：水道施設<br/> 契約金額：8,463,000 円（税込み）</p>                            |  |
| <p>特にありません。</p>   | <p>—</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>6. 工 事 名：笠懸東小学校放送施設改修工事<br/> 入札方式：指名競争入札<br/> 工 種：電気通信<br/> 契約金額：3,748,500円（税込み）</p>   |   |
| <p>当該工事で、今後のメンテナンス費用は落札業者へ継続して発注することになるのでしょうか。</p>  | <p>維持・管理は今のところ行っていません。また、当該業者でなければならないという設備でもありません。</p>   |
| <p>一般的に教育総務課で、設計はできるのでしょうか。</p>   | <p>専門の設計になりますと、業者へ委託しています。今回も、設計監理を委託しています。</p>   |
| <p>落札率 61.76%に対し、見解を述べてください。</p>  | <p>指名業者 6 者のうち、1 者のみかなり低い金額での応札となりました。企業努力と捉えています。</p>  |
| <p>7. 工 事 名：緊急用直結式飲料水貯水装置「水蔵」設置工事<br/> 入札方式：随意契約<br/> 工 種：管<br/> 契約金額：3,070,000円（税込み）</p> |   |
| <p>随意契約となった経緯を述べてください。</p>  | <p>500リットル相当の管を2本地中に埋める製品であり、みどり市の指定事業者の中では 1 者のみでありました。</p>  |
| <p>災害時ということですから、緊急時 1 者だけで対応できるのでしょうか。</p>  | <p>メンテナンス不要の設備であり、設置すれば、修理等は管工事の登録業者で行うことができます。</p>   |
| <p>この製品の情報を知った経緯を教えてください。</p>   | <p>営業があり、知りました。</p>   |
| <p>そうすると、調べた結果ではなく、営業で知ったということになります。こういった製品がこの製造業者しか扱っていないということはどのように調べたのでしょうか。</p>       | <p>大きなサイズの製品でしたら、近隣の市で導入していますが、緊急避難場所となっている桐生大学グリーンアリーナの施設内では、サイズが限られており、担当係で調べた結果です。</p>                                 |
| <p>設備のイメージが把握できませんので、写真等がありましたら提出をお願いします。</p>   | <p>写真がありますので、次回提出いたします。</p>   |
| <p>—</p>  | <p>みどり市として、災害対策について水の確保は大変重要という認識のもと、営業がありました。今回は試行導入ということで、発注したものです。今後、当事業が拡大することになった場合には、競争性をもって進めなければならないと理解しています。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>8.工 事 名：市道笠懸 1181 号線 配水管更新工事<br/> 入札方式：随意契約<br/> 工 種：水道施設<br/> 契約金額：13,860,000 円（税込み）</p>                                    |   |
| —   | 資料に基づき、条件付き一般競争入札を執行した後、随意契約となった経緯を説明。  |
| 現場代理人が 1 人しかいないのに、同日の入札で 2 件、落札候補者となりました。本来ならば、当該業者が応札せず、辞退する方法があったのではないのでしょうか。業者側のミスということでしょうか。                                | はい、その通りです。  |
| 地方自治法施行令で、「落札金額の範囲内で随意契約を行う」という規定があり、指名した 3 者のうち、当初の一般競争入札では、落札金額を超えて、応札しています。この随意契約で指名した 3 業者のうち、2 業者は不合理のような感じがしますが、いかがでしょうか。 | 当初の条件付き一般競争入札で応札した金額の低い 3 業者を指名し、見積合わせを行いました。そのため、辞退という方法もありましたが、金額を提示し、見積書の提出がありました。 |